

当院の身体的拘束最小化に向けての基本的な考え方

身体的拘束は、患者の自由を制限するものであり、基本的に行わない方針です。当院では、患者の人権を尊重し尊厳を守るため、身体的拘束を安易に正当化しません。そして、医療に関わる全ての職員がその身体的・精神的な弊害について理解し、緊急・やむを得ない場合を除いて身体的拘束をしない医療の提供に病院全体で取り組みます。やむを得ず身体的拘束を行う場合においても、漫然と継続することなく、必要最低限、必要最小期間にとどめるよう努力します。また、患者の尊厳の保持や療養環境の質の確保の重要性を職員全員が認識し、より良い病院の組織風土の醸成に努めます。

令和 8 年 4 月 1 日

九州労災病院門司メディカルセンター 院 長 興 梶 征 典

看護部長 佐 藤 征 英

身体的拘束を最小化する取り組みについて

当院では、患者さんの尊厳を守り安心して療養いただくため、「身体的拘束を原則として行わない」方針で取り組んでおります。ご入院にあたり、当院の方針と、拘束を行う場合・行わない場合それぞれの良い点と心配な点をご説明し、ご意向を確認させていただきます。

1. 身体的拘束とは

抑制帯・ミトン・つなぎ服・ベルト・4点柵での囲い込み等、身体や衣服に触れる用具で一時的に身体の動きを制限する行為をいいます。

2. 当院の基本方針 - 身体的拘束は原則として行いません

多職種で構成する「身体的拘束最小化チーム」を設置し、病院全体で拘束を行わない医療を推進しています。ただし、ご本人または他の方の生命・身体を守るため、他に代わる手段がなく緊急やむを得ない場合に限り、必要最小限の範囲で実施することがあります。

3. 拘束を行わないための当院の工夫

離床・見守りセンサー、低床ベッド、頻回な訪室と声かけ、せん妄・認知症ケア、リハビリテーション、点滴ルート工夫、多職種カンファレンス、定期研修等を組み合わせて対応しています。ご家族からのご本人の生活習慣や好みの情報、可能な範囲でのご面会・お声かけは、安全なケアに大きく役立ちます。なお、最善を尽くしますが転倒・自己抜去等を完全に防ぐことは困難であることもご理解ください。

身体的拘束実施率（令和7年度）

	4階	5階	東6	西6	計
4月	4.38%	4.17%	3.37%	10.10%	5.61%
5月	7.16%	8.93%	9.71%	10.00%	8.97%
6月	6.21%	3.87%	10.53%	4.73%	6.33%
7月	2.81%	0.75%	9.50%	1.28%	3.68%
8月	1.14%	3.02%	8.20%	11.50%	6.24%
9月	4.54%	0.80%	8.52%	13.43%	6.97%
10月	10.38%	5.17%	6.87%	21.14%	10.94%
11月	4.97%	4.56%	10.60%	18.47%	10.17%
12月	4.64%	0.93%	9.62%	18.82%	8.77%
1月	9.76%	0.95%	13.45%	15.11%	10.21%
2月	15.17%	1.25%	7.75%	18.61%	11.05%
3月	6.93%	1.95%	11.66%	18.82%	10.38%
計	6.69%	2.89%	8.96%	7.18%	12.39%